

回答様式（高速自動車国道の料金割引に関する意見について）

- ・ 「今後の有料道路のあり方研究会」において検討中の「日本道路公団における高速自動車国道の料金割引の考え方（案）」に関する下記の各項目について、ご意見をご記入下さい。

都道府県・政令市名	奈良県
1. 料金割引の基本的方向性	
(1) 割引の還元のあり方 (2) 割引率や対象時間の考え方 (3) 割引対象車両について	
(2) 割引率や対象時間の考え方 以下のことについて検討して頂きたい。 ①季節割引の設定について ・ シーズンオフ時における観光地への旅行客確保のための割引 ②観光地周辺割引の設定について ・ 奈良県と周辺府県を含めた観光周遊ルートにおける割引	
(3) 割引対象車両について ・ 割引の還元のあり方において、料金の割引にあたっては、多くの利用者が割引を受けられるように、非 ETC ユーザーについても、割引を受けられる検討も必要と考える。 ・ 特に本回答様式のその他の意見で挙げている均一区間においては、非 ETC ユーザーに対しての配慮をお願いしたい。	
2. 別納割引に代わる大口・多頻度利用者割引のあり方	

3. 具体的な割引内容（案）

（1）割引内容（案）

（2）割引結果

4. 継続的な効果測定並びに適時適切な見直し

※その他の意見

- ・その他、料金割引等に関してご意見がございましたら、以下にご記入下さい。

○均一料金の見直しについて

- ・西名阪自動車道の天理 I C～郡山 I C間の料金割引について

本県を通る西名阪自動車道では、奈良県域の天理 I C～香芝 I C間を 400 円、香芝 I C～大阪府松原 J C T 間を 400 円の均一料金制を採用している。

名阪国道より国道 24 号へのアクセスには西名阪自動車道天理 I C～郡山 I C（区間長 2.9 km）を利用の方が早くて便利である。

しかし、当区間 2.9 km で 400 円という料金抵抗から一般道への転換が多く、そのため、沿道の各交差点では慢性的な渋滞が発生している状態である。

また、西名阪 J C T 完成時には、名阪国道と京奈和自動車道とのアクセス道としても重要な区間となるので、当区間の通行に対し、抵抗なく利用できる料金の設定及び割引の検討をして頂きたい。

- ・阪和自動車道の美原 J C T～松原 J C Tの料金割引について

本年 3 月 28 日に供用開始した一般有料道路南阪奈道路（大阪府美原町～奈良県新庄町）が美原 J C T で接続する阪和自動車道も均一料金制を採用している。

本県中南和地域から大阪市内へは南阪奈道路から阪和自動車道を経由するのが早くて大変便利であるが、現在、E T C 連続利用割引により料金抵抗の軽減が図られているにも関わらず美原 J C T～松原 J C T 間 3.7 km で 500 円という料金により、奈良県内から松原 J C T までの料金が 1,150 円（650+500）に対し料金格差が生じている。

したがって、阪和自動車道美原 J C T～松原 J C T 間の利用に対する料金の割高感を解消し、南阪奈道路の利用促進が図られるよう、料金割引の検討をして頂きたい。

- ・ご回答いただきまして、大変ありがとうございました。